

日本褥瘡学会東北地方会会則

第1章 総則

第1条 本会は日本褥瘡学会東北地方会（以下、本会）と称し、事務局を当分の間、東北大学形成外科（〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1）に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、東北地方における褥瘡や創傷管理に関する教育、研究、専門的知識の増進普及を図り、併せて褥瘡の予防および医療の向上と充実に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会および講習会などの開催
2. 他の地方会や国内外の関連学術団体との連絡および連携
3. その他の必要な事項

第3章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

第5条 本会に入会を希望するものは、所定の申込書を世話人会に提出し承認を受けるものとする。
なお、詳細は施行細則による。

第6条 会員資格の喪失は各項に当たる場合とする。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第4章 役員

第7条 本会には代表世話人、会長、幹事（若干名）、事務局幹事（1名）、監事（2名）、世話人（若干名）を置く。

1. 代表世話人は本会の運営を司る
2. 会長は学術集会を主催する
3. 幹事は本会の運営に関して代表世話人の補佐をする
4. 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する
5. 東北の施設に属する日本褥瘡学会の評議員は、原則として本会の世話人とする。

第8条 世話人会は互選により代表世話人、会長、幹事および監事を選出する。

第9条 役員任期は3年とし再任を妨げない。

第5章 会議

第10条 代表世話人は毎年1回以上、幹事会、世話人会を開催し、議長として会を運営する。

第11条 会長はその年の学術集会を開催する。

第6章

第12条 本会の会計は、年会費ならびに事業に伴う収入をもって行う。

第13条 会計は毎年1回、幹事会、世話人会の承認を得る。

第14条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日をもって終わる。

第7章 会則の変更

第15条 本会の会則は世話人会の承認を経て改定することができる。

付則

1. 本会の会則は2004年6月26日より実施する。

2. 本会の会則は2021年7月26日に改定し、施行する。

会則施行細則

(会員)

第1条 学術集会、講習会等における展示の有資格者は賛助会員に限るものとする。

(会費)

第2条 年会費は、正会員2,000円、賛助会員20,000円とする。

付則

この細則は2004年6月26日から施行する。